

27 薬剤の基礎知識

薬価基準と薬価基準表の記載内容

学習日

/

薬価基準の見方、薬剤の剤形、有効成分の表示の仕方など薬剤の基礎について学習します。

1 薬価基準

保険調剤に用いる医薬品(以下「薬剤」という)は、薬価基準に収載されている薬剤と定められています。

保険診療・保険調剤において使用できる薬剤の品名や価格などは厚生労働大臣により定められ、薬価基準として官報に告示されます。

薬価基準は、「内用薬」「注射薬」「外用薬」「**歯科用薬剤**」の4部で構成され、薬剤の品名、規格・単位、薬価が掲載されています。この薬価基準に薬効などを追記した「薬価基準表」が複数の出版社から販売されています。



プラスα

告示

国や地方公共団体などが、ある事項を広く一般に知らせることをいいます。



用語

歯科用薬剤

原則、歯科治療にのみ使用が認められている薬剤です。

2 薬価基準表の記載内容

薬局では、この薬価基準表をもとに薬剤の算定をします。ここでは、薬価基準表の記載内容について、簡単に説明します。

(薬価表／内用薬より抜粋)

品名	規格・単位	薬価	備考
アルダクトンA細粒10% 〃 A錠25mg 〃 A錠50mg	10% 1g 25mg 1錠 50mg 1錠	76.10 17.90 37.70	抗アルドステロン性利尿・降圧剤 スピロノラクトン
エリスロシンドライシロップ10% 〃 ドライシロップW20%	100mg 1g 200mg 1g	12.60 21.30	マクロライド系抗生物質 エリスロマイシンエチルコハク酸エステル
コデインリン酸塩散1%	1% 1g	劇 7.50	鎮咳剤 コデインリン酸塩水和物
コデインリン酸塩散10%	10% 1g	麻劇 149.80	鎮咳剤 コデインリン酸塩水和物
コデインリン酸塩水和物	1g	麻劇 1,243.50	鎮咳剤 コデインリン酸塩水和物
酸化マグネシウム	10g	9.40	制酸・緩下剤 酸化マグネシウム
後 テプレノン細粒10%[サワイ] 後 〃 カプセル50mg[サワイ]	10% 1g 50mg 1カプセル	10.70 6.30	胃炎・胃潰瘍治療剤 テプレノン
フェノバル末	1g	劇向 27.20	催眠・鎮静・抗けいれん剤 フェノバルビタール

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩



参照

学習中は、別冊の『学習用薬価表』の薬価を使用して計算します。

1 「品名」欄

㉑表示

医薬品名の前に表示されている「**後**」の文字は後発医薬品であることを示しています。

㉒品名

薬剤の品名です。同じ品名でも剤形や有効成分の違いにより複数の規格があるものもあります。

品名に記載されている「錠」「シロップ」などを剤形といいます。薬剤は、目的や用途に応じて加工が施されます。例えば、苦い薬の表面を砂糖などでコーティングしたり、胃で溶けずに腸で溶けるように加工したりします。剤形によって薬剤の効果が現れる時間や強さ、持続時間が変わり、服用(使用)しやすさなども変わります。

	剤形	処方箋の表示	イメージ図
固形剤	錠剤	T、Tab	
	カプセル剤	C、Cap	
	散剤、顆粒剤、ドライシロップ剤(粉薬)	g	
	軟膏剤、クリーム剤	g	
	パップ剤	枚、cm×cm、g	
	坐剤	個	
液剤	液剤、シロップ剤	mL、cc	

・品名に「原末」「末」とある薬剤は、原則として薬剤の純成分を含有しています。

(例) フェノバル末

・品名に「散」とある薬剤は、原末に乳糖やでんぷんなどの**賦形剤**を混合して薄めた薬剤です。

(例) コデインリン酸塩散1%

2 「規格・単位」欄

㉓規格 ㉔単位

薬剤の単位(1錠、1カプセル、1g、1mLなど)あたりに含まれる有効成分の量(「**りきか**価」という)などを示します。



参照

薬剤の剤形

『資料ブック』参考1参照



プラスα

g

粉薬は、小数点第1位までを表示した場合、「g」を省略することができます。2g→2.0



用語

賦形剤

有効成分の量が少ない場合に、一定の大きさや濃度にする目的で混合する添加剤のことです。薬剤としての成分は含有していません。蒸留水・乳糖・でんぷんなどが該当します。

薬剤調製料とは薬剤師の技術料です。内服薬、内服用滴剤の算定方法について学びましょう。また、算定点数を調べる際には「資料ブック」を確認しましょう。

薬剤調製料とは、薬剤師の調剤行為に対する技術料で、薬剤調製料の算定は調剤の区分ごとに点数や算定方法が異なります。処方箋の受付1回につき、次の要件で薬剤調製料を算定します。

特定保険医療材料料については、薬剤調製料は算定しません。

区 分	算定の単位	算定限度
内服薬	1剤につき	3剤
内服用滴剤	1調剤につき	
屯服薬	受付1回につき	
外用薬	1調剤につき	3調剤
注射薬	受付1回につき	



参 照

「ユニット29 算定に必要な用語」で算定の単位(1剤、1調剤、受付回数)の考え方を確認しましょう。

1

内服薬の算定

- ・固形剤・液剤別に
- ・投与日数にかかわらず服用時点が同じ

内服薬の薬剤調製料は「1剤につき」の算定です。ただし、3剤が限度です。(内服薬のうち浸煎薬、湯薬、内服用滴剤は別の点数を算定します)

【例1】

A錠 3T 分3 毎食後 10日分

1剤のため薬剤調製料24点を算定します。

【例2】

①A錠 3T
B錠 6T 分3 毎食後 7日分
②C顆粒 3.0 分3 毎食後 7日分

①②と分けて記載されていますが、①②とも固形剤であり、服用時点が同じため、1剤です。薬剤調製料24点を1回算定します。

①② 24点

【例3】

①A錠 3T 分3 毎食後 28TD
②Bシロップ 15mL 分3 毎食後 28TD
③C錠 1T 分1 朝食後 14TD
④Dカプセル 2C 分2 朝夕食後 14TD

①と②は服用時点が同じですが、①は固形剤、②は液剤のため2剤です。③と④は服用時点が異なるためそれぞれで1剤です。全部で4剤投与されていますが、薬剤調製料は3剤を限度に算定します。

① 24点 ② 24点
③ 24点 ④ 0点

【例4】

〇〇病院からの処方箋2枚(同時受付)

△△医師(内科) A錠 3T 分3 毎食後 7日分
◇◇医師(眼科) Bカプセル 3C 分3 毎食後 14日分

同じ医療機関の異なる医師(歯科以外)による処方箋を同時に受け付けた場合、受付1回となります。処方箋は2枚ですが、どちらも固形剤であり、服用時点が同じため1剤です。薬剤調製料24点を1回算定します。



プラスα

「0点(算定不可)」について
薬剤調製料算定不可の場合、レセプトには「0」と記入する規定があるため、0点と表示します。



プラスα

同じ医療機関の内科と歯科の医師の処方箋を受け付けた場合は、受付回数は2回となります。

2

内服用滴剤の算定

内服用滴剤の薬剤調製料は、「1調剤につき」の算定です。1つの薬袋に入れる全部の量ごとに算定します。

【例】

A内用液 20mL 1回10～15滴 就寝前

投与量にかかわらず、薬剤調製料10点を算定します。



これが 大切

- ✓ 内服薬の薬剤調製料は、「1剤につき」算定する
- ✓ 内服用滴剤の薬剤調製料は、「1調剤につき」算定する